

府立体育館・公民チャレンジ提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 府立体育館の管理業務について、「公民チャレンジ提案制度実施要項」に基づく審査等を行うため、府立体育館・公民チャレンジ提案審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、府立体育館に係る公民チャレンジ制度に関する次の事項を所掌する。

- (1) 提案の審査基準の検討
- (2) 提案の審査（指定管理者の選考を含む。）
- (3) 業務実施の効果及び効率性の評価
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、スポーツ振興、行政経営等に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に専門的知識のある者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査等を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、府立体育館に係る公民チャレンジ提案の募集に関する応募に参画してはならない。
- 3 委員が前項の応募に参画したことが判明したときは、委員会は、当該応募を審査対象外とするものとする。
- 4 委員は、審査等の過程において知り得た情報を公表してはならない。

(委員会の非公開)

第7条 委員会は、法人等に関する情報であって、経営上又は取引上の秘密に関するものを基礎として審議する場合には、非公開とすることができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画環境部が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月12日から施行する。